

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

下記事業について、プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 1 日

篠栗町長 三浦 正



1 事業の概要

(1) 事業名称

篠栗北中学校外 2 施設高効率照明化リース事業

(2) 事業箇所

篠栗北中学校、社会体育館、合併 50 周年記念体育館

(3) 事業内容

別添仕様書のとおり

(4) リース方式

所有権移転ファイナンスリース（リース期間中のメンテナンスを含む）

(5) 事業期間

調査/設備設置：契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日（設置検査を含む）

リース期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 17 年 3 月 31 日

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格

1 の事業に係るプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

(1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者であること

※共同事業者を構成する法人は、別に単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。

※参加申込兼誓約書提出期限後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(3) 所有権移転ファイナンスリースを取り扱う関係法令に基づく届出等を行った事業者であること。

- (4) 地方自治体等の公的機関との当該事業に係る同等規模以上の契約履行実績を有する事業者であること。
- (5) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
・第一種、第二種または第三種電気主任技術者
※上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (6) 以下のいずれの項目にも該当しないこと。
- ア 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
 - エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - オ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者
 - キ 当該自治体競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中にあらる者。

4 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、実施要領、仕様書及び篠栗町財務規則等の各規定を理解した上で参加申込兼誓約書を提出すること。

※本町との契約相手方となる事業者名にて本誓約書を提出のこと

- (1) 提出方法 別添の参加申込兼誓約書(様式 1)を、下記提出先に電子メールにて提出すること
※提出後は必ず電話等で送信した旨伝え、担当課が受信したことを確認すること
- (2) 期 限 令和 6 年 7 月 8 日（月） 12 時 00 分まで（必着）
- (3) 提 出 先 篠栗町役場 学校教育課 教育施設係
【メールアドレス: gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp】

5 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質疑書（様式 2）により、下記アドレス宛に電子メールにて提出すること
※提出後は必ず電話等で送信した旨伝え、担当課が受信したことを確認すること
※電話又は口頭による質問は受け付けない
※参加申込兼誓約書(様式 1)を提出した事業者のみ質疑書の提出を可とする。
- (2) 期 限 令和 6 年 7 月 18 日（木） 12 時 00 分まで（必着）

(3) 提出先 篠栗町役場 学校教育課 教育施設係

【メールアドレス: gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp】

(4) 回答方法 本町公式ホームページにて回答を掲載する。

6 企画提案書

※書式等は任意のものとする。

※企画提案書の提出は各業務、1者につき1案とする。

※仕様書及び実施要領別表1「プロポーザル方式における審査の項目」等を参照し作成のこと

7 審査方法

(1) 審査

- ① 実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、プロポーザル審査委員会が審査を行う
- ② プrezentationの順番は、企画提案書を本町に提出された順番と同じものとする。
- ③ 提案の評価基準・項目は、別表1のとおりとし、審査委員会の合算における最も点数の高い業者を選定する。

(2) プrezentation審査について

- ① 日時 令和6年8月上旬（時間等詳細は後日連絡）
- ② 開催方法 対面方式
- ③ 実施時間 1業者につき10～15分間

※プレゼンテーションは、提出された企画提案書等をもとに行うこととし、変更や差し替え等は認めない

8 審査結果

(1) 通知方法 審査を受けたすべての申請者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和6年8月上旬

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

10 情報公開及び提供

本町は企画提案者から提出された企画提案書等について、篠栗町情報公開条例（平成13年条例第23号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響ができる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

11 その他

その他の留意事項の詳細は、実施要領、仕様書等による。

12 問い合わせ先

〒811-2492 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号

篠栗町役場 学校教育課 教育施設係

電話： 092-947-1360

メール： gshisetsu@town.sasaguri.lg.jp